

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 137

2000 7

CONTENTS

I.	都道府県・政令指定都市の入札・契約制度改革等の取組みに関する 調査結果 1
II.	西欧の非住宅市場 - 「第48回ユーロコンストラクト会議」資料から - 14
III.	米国による中国への恒久的最恵国待遇の供与 - ENR誌から - 18
IV.	建設関連産業の動向 - 広告 - 21



財団
法人
建設経済研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7F

TEL: (03)3433-5011 FAX: (03)3433-5239

URL: <http://www.rice.or.jp>

I. 都道府県・政令指定都市の入札・契約制度改革等の取組みに関する調査結果

地方公共団体の入札・契約制度の状況については、建設省・自治省共同による「地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査結果」により、平成11年6月時点での報告がなされている。本調査は、その後の地方公共団体における入札・契約制度改革等の取組み状況についての基礎資料とするため、11年度以降の都道府県・政令指定都市における新たな動きについて把握することを目的に行ったものである。

今回の調査により、都道府県・政令指定都市における制度改革等の取組みは、確実に試行等を経ながら定着しつつあることが窺える。一例として、前述の11年6月時点で行われた建設・自治両省による実態調査結果と比較すると、多様な入札・契約方式としてのVE方式では、11年6月時点で「入札時VE」「契約後VE」それぞれ9機関で試行実施されているものが、今回調査では、「入札時VE」で8機関、「契約後VE」で12機関、「設計VE」で5機関の試行または対象工事の拡大がはかられる等の動きがみられる。

I. 調査の概要

1. 目的

本調査は、公共事業の主要な発注者である地方公共団体のうち、都道府県・政令指定都市において、新たな入札・契約制度に対して、平成11年度以降どのような取り組みを行っているかを調査することにより、国内において指摘されている入札・契約制度の諸課題を踏まえ、新しい入札・契約制度を調査研究するための基礎資料を得ることを目的として行ったものである。

2. 調査方法

都道府県・政令指定都市に対して、平成11年度以降の入札・契約制度に関する改革状況について、原則各自治体で新聞発表等の公表されている資料を、任意により提出頂いたものである。

3. 調査対象

都道府県	47機関
政令指定都市	12機関

4. 調査時期を支障する財源の導入実績と改訂・未入の市町村計合額・県単収額

平成 12 年 4 月 16 日～6 月 15 日の間に各自治体の任意により提出。

5. 回収状況

都道府県 44 機関

政令指定都市 12 機関

注) 本調査は、各都道府県・政令指定都市の公表している資料を、任意にご提出頂いたものであり、資料収集にあたって一部漏れ等の可能性があります。また、本調査は、あくまでも 11 年度以降の入札・契約制度の改革状況について調査したものであり、11 年度以前に実施された改善項目については、調査対象外としております。

要點の説明

II. 調査結果

1. 入札・契約方式の改革状況

多様な入札・契約方式及び一般競争入札方式に関して、対象工事の拡大等を含めて新たな取組みを行った都道府県及び政令指定都市は、平成 11 年度で 18 機関（1 都 14 県 3 政令都市）、平成 12 年度で 15 機関（1 都 1 道 1 府 11 県 1 政令都市）となり、合わせて 27 機関（1 都 1 道 1 府 20 県 4 政令都市）で、なんらかの改革が実施されている（重複機関は除く）。

これは、5 割弱の都道府県・政令指定都市で、11 年度から 12 年度にかけて、入札・契約方式について新たな取組み等が行われたものであり、都道府県・政令指定都市において積極的な制度改革が進んでいることが窺える。

(VE 方式の実施)

新たに VE 方式を実施（試行を含む）または対象工事の拡大等を行った都道府県・政令指定都市は、11 年度で 11 機関、12 年度で 8 機関となり、合わせて 17 機関（重複機関を除く）で、なんらかの取組みが実施されている。

また、VE 種類別では、設計 VE は 5 機関、入札時 VE は 8 機関、契約後 VE は 12 機関で新たに実施（試行を含む）や対象工事の拡大等が行われている。

VE方式

(大額建設の介入事務各課題)

<11年度>

	改正内容等	対象内容	備考
秋田県	入札時VEの試行		△契約後VEの試行あり
山形県	契約後VEの試行		△入札時VEの試行あり
東京都	入札時VEの試行継続	11年度実績:3件	10年度実績:2件
	契約後VEの試行	11年度実績:2件	
新潟県	契約後VEの試行	一般競争入札、意向審査型指名競争入札	
富山県	契約後VEの試行	3億円以上	△入札時VEの試行あり
山梨県	契約後VE試行要領の制定		△入札時VEの試行あり
愛知県	契約後VEの試行	△内閣改修	△入札時VEの試行あり
三重県	契約後VEの試行	△内閣改修	△入札時VEの試行あり
滋賀県	契約後VEの試行	3件程度試行	△入札時VEの試行あり
島根県	契約後VEの試行	△内閣改修	△入札時VEの試行あり
設計VEの試行			△入札時VEの試行あり
京都市	入札時VEの試行		△内閣改修

<12年度>

	改正内容等	対象内容	備考
北海道	VE方式の試行拡大		
千葉県	設計VE方式の試行	土木・建築:総事業費10億円以上、設備等:同5億円以上	
東京都	入札時VEの継続実施	対象予定:1件程度	
	契約後VEの対象拡大	対象予定:40件程度	
神奈川県	設計VEの試行拡大	総務部での建築設計にも試行	△入札時VEの試行あり
	契約後VEの試行拡大	工事費1.5億円以上5億円未満	△入札時VEの試行あり
静岡県	設計VEの試行継続	試行件数の拡大	△入札時VEの試行あり
	入札時VEの試行継続	試行件数の拡大	△入札時VEの試行あり
	契約後VEの試行継続	試行件数の拡大	△入札時VEの試行あり
愛知県	入札時VEの試行	△内閣改修	△内閣改修
広島県	設計VEの試行		△内閣改修
	入札時VEの試行		△内閣改修 従来は契約後VE方式の試行あり
北九州市	入札時VEの試行	一般競争入札	△内閣改修
	契約後VEの試行	一般競争入札、基準適合型指名競争入札	△内閣改修

(五)実施計画(申請・申請・指摘)

まちかど開拓の仕掛け、新たな発展途上地域に介入する実施計画(申請・申請・指摘)
するにあたっては、

(五)実施計画(申請)

まちかど開拓の仕掛け(申請・申請)実施計画(申請)は、まちかど開拓の仕掛け(申請)
するにあたっては、

(介入事務各課(五十音順)による)

まちかど開拓の仕掛け(申請)は、まちかど開拓の仕掛け(申請)の不適切、また不適切
の旨(不適切・不適切)審査結果を記載する。つきましては、まちかど開拓の仕掛け(申請)
の申請の旨(不適切・不適切)審査結果を記載する。つきましては、まちかど開拓の仕掛け(申請)
の申請の旨(不適切・不適切)審査結果を記載する。

(公募型指名競争入札の対象拡大)

募型指名競争入札の対象工事の拡大を行った都道府県・政令指定都市は、11年度で6機関、12年度で7機関となっている。この他、新たに公募型指名競争入札を導入（試行を含む）したのは、神奈川県となっており、合わせて12機関（重複機関を除く）で取組みが行われている。

公募型指名競争入札

<11年度>

	改正内容等	対象内容	備考
神奈川県	公募型指名競争入札の試行	1億円～5億円未満。（建築:3～5億円）	平成12年度も試行継続
三重県	公募型指名競争入札の対象拡大	土木:8千万円以上、建築:1億円以上、管・電気:1億円以上	従来は土木:3億円、建築:5億円、管・電気:1億円各以上を対象
兵庫県	公募型指名競争入札の試行対象拡大	舗装・造園工事3億円以上にも適用。	
広島県	公募型指名競争入札の本格的試行	2.5億円以上	
高知県	公募型指名競争入札の試行拡大	2億円以上	
札幌市	公募型指名競争入札の対象拡大	建築:1億円以上	従来は建築2億円以上を対象
仙台市	公募型指名競争入札の本格実施	2億円以上3億円未満	

<12年度>

	改正内容等	対象内容	備考
北海道	公募型指名競争入札の対象拡大	3億円以上5億円未満	
秋田県	公募型指名競争入札の対象拡大	3億円以上	従来は5億円以上を対象
	簡易公募型指名競争入札の導入	1億円以上3億円未満	意欲反映型指名競争入札の廃止
山形県	公募型指名競争入札の対象拡大	土木3～10億円、建築5～15億円、電気・管の追加	従来は土木:5～10億円、建築:10～15億円 意向確認型指名競争入札の廃止
岐阜県	公募型指名競争入札の対象変更	土木構造物等:3～5億円未満、設備:2～5億円未満	
大阪府	公募型指名競争入札の対象拡大	建築3.5億円以上、電気・管1億円以上	従来は建築:6億円以上、電気・管:2億円以上
広島県	公募型指名競争入札の本格実施		
徳島県	公募型指名競争入札の対象拡大	2億円以上10億円未満	従来は2～10億円未満の橋梁・トンネル等工事を対象 特A級に加えA級上位業者も指名

(設計・施工一括発注方式)

設計・施工一括発注方式を11年度以降に新たに試みたのは、秋田県の1機関のみとなっている。

(プロポーザル方式)

プロポーザル方式を11年度以降に新たに実施（試行を含む）したのは、島根県、広島県の2機関となっている。

(「ランダム・カット式」指名競争入札)

「ランダム・カット式」指名競争入札とは、指名選考委員会において具体的で明確な指名基準に基づき一旦業者を選考し、さらに無作為な選定（ランダム・カット）を行い業者指名を行うものである。

指名選考に際して発注者の恣意的判断を排除できる新たなシステムとして、北海道で

12年度に導入されている。なお、北海道では、5月1日以降に実施する入札・契約業務から適用されるが、前例のない方式であることから、3ヶ月間の試行期間を経て8月1日より本格実施される予定である。

設計施工一括方式・プロポーザル方式・「ランダム・カット式」指名競争入札他

<11年度>

	改正内容等	対象内容	備考
秋田県	設計・施工一括発注方式の試行		
島根県	プロポーザル方式の導入		
広島県	プロポーザル方式等の試行		

<12年度>

	改正内容等	対象内容	備考
北海道	工事希望型指名競争入札の導入		
	「ランダム・カット式」指名競争入札へ移行		
静岡県	工事希望型指名競争入札の試行継続	1億円以上25億円未満	

(一般競争入札の対象範囲の拡大)

一般競争入札方式の対象工事範囲の拡大は、11年度は3機関、12年度は4機関、合わせて6機関（重複機関は除く）で取組まれている。

また、条件付き一般競争入札方式では、新たに導入した岩手県等、4機関で何らかの取組みが行われている。

一般競争入札及び条件付き一般競争入札

<11年度>

	改正内容等	対象内容	備考
岩手県	条件付き一般競争入札の導入	設計金額2億円以上	平成13年度より設計額1億円以上に拡大
山形県	一般競争入札の対象拡大	土木:10億円以上、建築:15億円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
神奈川県	条件付き一般競争入札の対象拡大	5億円以上	従来は10億円以上を対象
三重県	一般競争入札の対象拡大	3億円以上	従来は21.6億円以上を対象
高知県	一般競争入札の対象拡大	7億円以上	

<12年度>

	改正内容等	対象内容	備考
北海道	一般競争入札の対象拡大	5億円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
	地域限定型一般競争入札の本格実施		
宮城県	一般競争入札の対象拡大	1億円以上	
山形県	一般競争入札の対象拡大	電気・管の追加	
岐阜県	条件付き一般競争入札の対象拡大	工事費5億円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
香川県	一般競争入札の対象拡大	5億円以上	従来は10億円以上を対象

2. 低入札価格調査制度の改革状況

(低入札価格調査制度の対象拡大等)

低入札価格調査制度の本格導入や対象工事の拡大を行った都道府県・政令指定都市は、11年度で17機関、12年度で9機関となっており、合わせて23機関（重複機関を除く）で取組みが行われている。

低入札価格調査制度 <11年度>

	改正内容等	対象内容	備考
岩手県	低入札価格調査制度の対象拡大	設計額2億円以上	13年度より設計額1億円以上を対象
秋田県	低入札価格調査制度の対象拡大	公募型・意欲反映型指名競争入札にも適用	
山形県	低入札価格調査制度の対象拡大	公募型・意向確認型指名競争入札に適用	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
埼玉県	低入札価格調査制度の全面的実施	1千万円以上	
富山県	低入札価格調査制度の本格導入		従来は500万円以上に試行
大阪府	低入札価格調査制度の対象拡大	建築:3.5億円以上に対象拡大	従来は建築:5億円以上を対象
和歌山県	低入札価格調査制度の対象拡大	設計金額5000万円以上	従来は、設計金額1億円以上を対象
兵庫県	低入札価格調査制度の試行拡大	3億円以上の舗装・造園工事にも適用	
鳥取県	低入札価格調査制度の対象拡大	予定価格の事前公表対象工事にも適用	従来は10億円以上工事に適用
島根県	低入札価格調査制度の対象拡大	請負金額2億円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
岡山県	低入札価格調査制度の試行拡大	公募型指名競争入札にも適用	従来は一般競争入札に適用
広島県	低入札価格調査制度の試行拡大	2.5億円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
高知県	低入札価格調査制度の導入	1億円以上	
札幌市	低入札価格調査制度の対象拡大	1億円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用 調査結果の公表
川崎市	低入札価格調査制度の対象拡大	予定価格1億5千万円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
神戸市	低入札価格調査制度の対象拡大	1億円以上	従来はWTO政府調達協定対象工事に適用
北九州市	低入札価格調査制度の対象拡大	公募型競争入札へも適用	

<12年度>

	改正内容等	対象内容	備考
宮城県	低入札価格調査制度実施要綱の施行	5千万円以上	
秋田県	低入札価格調査制度調査結果の公表		
山形県	低入札価格調査制度の対象拡大	設計金額2億円超	一般競争入札、公募型・意向確認型指名競争入札に適用
新潟県	低入札価格調査制度の試行継続	5千万円以上	
静岡県	低入札価格調査制度の試行継続	5千万円以上	
滋賀県	低入札価格調査制度の対象拡大	土木:1億円以上、建築:1.3億円以上	
大阪府	低入札価格調査制度の対象拡大	電気・管:1億円以上	従来は電気・管:2億円以上に適用
岡山県	低入札価格調査制度の対象拡大	設計金額の事前公表工事にも適用。	
徳島県	低入札価格調査制度の対象拡大	1億円以上	従来は2億円以上に適用
大分県	低入札価格調査制度の導入	設計金額1億円以上	12年10月より(予定)

(低入札調査判断基準価格の公表)

東北の建設業者と工事請負契約

低入札調査判断基準価格の事後公表を 11 年度以降新たに行っているのは、3 機関となっている。このうち、仙台市は、調査基準価格の事後公表に加えて、11 年度より調査基準価格の事前公表を制限付き一般競争入札、公募型指名競争入札に付する工事請負契約について新たに試行している。

低入札調査判断基準価格の公表等

<11年度>

機関	改正内容等	対象内容	備考
岩手県	調査基準価格の事後公表	岩手県内工事請負契約	公表する際の留意点
仙台市	調査基準価格の事後公表	仙台市の請負契約	公表する際の留意点
	調査基準価格の事前公表の試行	2億円以上	

<12年度>

機関	改正内容等	対象内容	備考
長崎県	調査基準価格の事後公表	長崎県内工事請負契約	公表する際の留意点
福岡県	福岡県内工事請負契約	福岡県内工事請負契約	公表する際の留意点
新潟県	新潟県内工事請負契約	新潟県内工事請負契約	公表する際の留意点
宮城県	宮城県内工事請負契約	宮城県内工事請負契約	公表する際の留意点
岐阜県	岐阜県内工事請負契約	岐阜県内工事請負契約	公表する際の留意点
静岡県	静岡県内工事請負契約	静岡県内工事請負契約	公表する際の留意点
愛知県	愛知県内工事請負契約	愛知県内工事請負契約	公表する際の留意点
三重県	三重県内工事請負契約	三重県内工事請負契約	公表する際の留意点
滋賀県	滋賀県内工事請負契約	滋賀県内工事請負契約	公表する際の留意点
京都府	京都府内工事請負契約	京都府内工事請負契約	公表する際の留意点
奈良県	奈良県内工事請負契約	奈良県内工事請負契約	公表する際の留意点
和歌山県	和歌山県内工事請負契約	和歌山県内工事請負契約	公表する際の留意点
大阪府	大阪府内工事請負契約	大阪府内工事請負契約	公表する際の留意点
兵庫県	兵庫県内工事請負契約	兵庫県内工事請負契約	公表する際の留意点
神奈川県	神奈川県内工事請負契約	神奈川県内工事請負契約	公表する際の留意点
東京都	東京都内工事請負契約	東京都内工事請負契約	公表する際の留意点
埼玉県	埼玉県内工事請負契約	埼玉県内工事請負契約	公表する際の留意点
千葉県	千葉県内工事請負契約	千葉県内工事請負契約	公表する際の留意点
福島県	福島県内工事請負契約	福島県内工事請負契約	公表する際の留意点
宮城県	宮城県内工事請負契約	宮城県内工事請負契約	公表する際の留意点
秋田県	秋田県内工事請負契約	秋田県内工事請負契約	公表する際の留意点
山形県	山形県内工事請負契約	山形県内工事請負契約	公表する際の留意点
福島県	福島県内工事請負契約	福島県内工事請負契約	公表する際の留意点
新潟県	新潟県内工事請負契約	新潟県内工事請負契約	公表する際の留意点
長崎県	長崎県内工事請負契約	長崎県内工事請負契約	公表する際の留意点
佐賀県	佐賀県内工事請負契約	佐賀県内工事請負契約	公表する際の留意点
熊本県	熊本県内工事請負契約	熊本県内工事請負契約	公表する際の留意点
大分県	大分県内工事請負契約	大分県内工事請負契約	公表する際の留意点
宮崎県	宮崎県内工事請負契約	宮崎県内工事請負契約	公表する際の留意点
鹿児島県	鹿児島県内工事請負契約	鹿児島県内工事請負契約	公表する際の留意点
沖縄県	沖縄県内工事請負契約	沖縄県内工事請負契約	公表する際の留意点

<参考>

機関	対象内容	備考
青森県	青森県内工事請負契約	公表する際の留意点
岩手県	岩手県内工事請負契約	公表する際の留意点
福島県	福島県内工事請負契約	公表する際の留意点
宮城県	宮城県内工事請負契約	公表する際の留意点
新潟県	新潟県内工事請負契約	公表する際の留意点
長崎県	長崎県内工事請負契約	公表する際の留意点
佐賀県	佐賀県内工事請負契約	公表する際の留意点
熊本県	熊本県内工事請負契約	公表する際の留意点
大分県	大分県内工事請負契約	公表する際の留意点
宮崎県	宮崎県内工事請負契約	公表する際の留意点
鹿児島県	鹿児島県内工事請負契約	公表する際の留意点
沖縄県	沖縄県内工事請負契約	公表する際の留意点

※調査判断基準価格の公表は、各機関の実情に応じて実施する場合がある

3. 予定価格等の公表

11 年度以降、予定価格・設計金額の事前・事後公表及び予定価格（設計金額）の積算内訳の公表を新たに実施（試行を含む）、または対象工事の拡大を行った都道府県・政令指定都市は、33 機関と都道府県・政令指定都市の半数以上となっている。

（予定価格、設計金額の公表）

11 年度以降、予定価格、設計金額の事前公表を新たに実施（試行を含む）または対象工事の拡大を行っている都道府県・政令指定都市は、26 機関となっており、そのうち、予定価格の事前公表は 14 機関、設計金額の事前公表は 9 機関となっている。

予定価格（設計金額）の公表 <11年度>

	改正内容等	対象内容	備考
岩手県	設計金額の事前公表	設計額2億円以上	13年度より設計額1億円以上に拡大
秋田県	予定価格の事後公表		
	予定価格の事前公表の試行		
山形県	予定価格の事後公表の対象拡大	予定価格250万円以上	従来は500万円以上を対象
埼玉県	設計金額の事前公表の対象拡大	全ての建設工事、設計・調査・測量業務	
東京都	予定価格の事前公表対象の拡大	予定価格9億円以上全工事、7~9億円未満は選定	従来は予定価格9億円以上工事から選定
富山県	予定価格の事後公表	建設工事に係る全ての入札案件	
大阪府	予定価格の事前公表の試行	土木:1.8億円以上、建築3.5億円以上、電気・管:1億円以上	従来は設計金額の事前公表
鳥取県	予定価格の事前公表の試行	一般競争、公募型指名。設計金額5千万円以上から約20件	従来は予定価格・積算内訳の事後公表
広島県	予定価格の事前公表の試行	予定価格5億円以上の一工事	
高知県	設計金額の事前公表		
	最低制限価格の事後公表		
札幌市	予定価格の事後公表	設計金額200万円以上の工事、委託業務	
仙台市	予定価格の事前公表の試行	2億円以上	従来は予定価格の事後公表(100万円以上)
川崎市	予定価格の事前公表の試行	一般競争入札	
名古屋市	予定価格の事後公表	一般競争入札、指名競争入札	
京都市	予定価格の事前公表の試行	土木:1.6億円以上、建築:3.5億円以上、電気・管・舗装他:1億円以上	
大阪市	予定価格の事前公表の試行	舗装工事、解体工事	
北九州市	予定価格の事前公表の試行継続	公募型競争入札	

<12年度>

	改正内容等	対象内容	備考
北海道	予定価格の事前公表の試行継続		積算内訳書の提出義務付け
福島県	予定価格の事前公表の試行		
千葉県	設計金額の事前公表の試行	一般競争・公募型指名競争入札の2割程度	
神奈川県	設計金額の事前公表の試行拡大	1千万円以上工事の5割程度	従来は1千万円以上の3割程度
和歌山县	設計金額の事前公表	入札工事全て	
岡山県	設計金額の事前公表の試行	農林水産部・土木部発注の5億円未満の工事のうち3分の1程度選定。	
広島県	予定価格の事前公表の試行拡大	予定価格5億円以上の全工事、2.5~5億円未満工事の半数程度。	
徳島県	設計金額の事前公表の試行	設計金額1億円以上及び1~3千万円未満の工事	
札幌市	予定価格の事前公表の試行	大型工事を中心に30件程度	
広島市	設計金額の事前公表の試行	設計金額5億円以上	
福岡市	予定価格の事前公表の本格実施と試行	一般競争・公募型指名競争入札の3億円以上工事に本格実施。3億円未満工事は試行。	

※予定価格等の事後公表についても、表内に記載。

(予定価格の積算内訳の公表)

11年度以降、予定価格（設計金額）の積算内訳の事後公表を新たに実施（試行を含む）
または対象工事の拡大を行っている都道府県・政令指定都市は、11機関となっている。

**積算内訳の公表
<11年度>**

	改正内容等	対象内容	備考
青森県	積算内訳の事後公表		
山形県	積算内訳の事後公表		
三重県	積算内訳の事後公表	250万円以上	
京都府	積算内訳の事後公表	委託業務を除く競争入札工事	
島根県	積算内訳の事後公表		
高知県	積算内訳の事後公表		
沖縄県	積算内訳の事後公表の試行	土木建築部発注の請負額1.5億円以上	従来は予定価格の事後公表
川崎市	積算内訳の事後公表	軽易工事を除く全ての建設工事	

<12年度>

	改正内容等	対象内容	備考
新潟県	積算内訳の事後公表の対象拡大	250万円以下の隨契を除く全工事	従来は設計額3億円以上を対象
長崎県	積算内訳書の事後公表		
沖縄県	積算内訳の事後公表の本格実施	土木建築部発注する工事(隨契除く)	
札幌市	積算内訳の事後公表	設計金額200万円以上の工事を対象	

4. 格付け基準及び格付け結果の公表

11年度以降、格付け基準の公表を新たに実施した都道府県・政令指定都市は、5機関となっている。

格付け基準の公表

<11年度>

	改正内容等	備 考
京都県	等級区分基準の公表	工事種別毎の点数基準及び昇降格条件の公表
山口県	格付け基準の公表	
大阪市	等級別格付基準の公表	
北九州市	等級基準点の公表	

<12年度>

	改正内容等	備 考
千葉市	指名業者選定基準の公表	

また、11年度以降、格付け結果の公表を新たに実施した都道府県・政令指定都市は、14機関となっている。

格付け結果の公表
<11年度>

(表記の先頭章番の添削文字)

	改正内容等	備考
埼玉県	入札参加資格者の格付け公表	従来は格付け非公表
千葉県	入札参加資格者の格付け公表	
新潟県	入札参加資格者の格付けの公表	
山梨県	入札参加資格者の格付けの公表	総合数値の本人通知
大阪府	入札参加資格者の格付けの公表	
兵庫県	入札参加資格者の格付けの公表	
高知県	入札参加資格者の格付けの公表	
北九州市	入札参加資格者の格付けの公表	
福岡市	入札参加資格者の格付けの公表	従来は本人通知

<12年度>

	改正内容等	備考
滋賀県	入札参加資格者の格付けの公表	
和歌山県	入札参加資格者の格付けの公表	
大分県	入札参加資格者の格付けの公表	主観点数の本人通知
鹿児島県	入札参加資格者の格付けの公表	客観・主観・総合点数の本人通知
神戸市	入札参加資格者の格付けの公表	

5. 不良・不適格業者の排除

11年度以降、不良不適格業者の排除を目的に、発注者支援データベース・システムの活用を新たに実施または活用範囲の拡大を行ったのは8機関となっている。また、同じく施工体制台帳の活用については2機関、現場施工体制の立入り点検については1機関でそれぞれ強化等が実施されている。

不良・不適格業者の排除

【発注支援データベース・システムの活用、施工体制台帳の活用、現場施行体制の立入点検】

<11年度>

	改正内容等	備考
青森県	施工体制台帳等の提出	下請契約額100万円以上を対象。下請報告書の廃止
栃木県	配置予定監理技術者の確認の改正	CORINS等による確認
山梨県	発注者支援DBシステムの導入	
三重県	技術者専任制の確認	監理技術者証データベース、工事情報データベースの活用
鳥取県	配置予定技術者事前確認制度の導入	業者管理システム、発注者支援データベースの活用等
広島県	工事施工体制等立入り点検の実施	
高知県	配置予定技術者届出の対象拡大 現場代理人・技術者届の契約前提提出	25百万円以上に 全工事対象

<12年度>

	改正内容等	備考
群馬県	監理技術者・主任技術者の専任制等の確認	発注者支援データベース導入
東京都	発注者支援データベースの活用部局拡大	2局→10局(府)
神奈川県	技術者専任制確認の強化	発注者支援データベースの活用
愛知県	施工体制台帳提出の義務化	
広島県	発注者支援データベースの地方機関への導入 施工体制等立入り点検の強化	

また、談合防止を目的とした指名業者名の入札前非公表は6機関、現場説明会の廃止は2機関で新たに実施され、この他指名停止措置の強化等も実施されている。

談合防止等

【指名業者目の入札前非公表、現場説明会の廃止、指名停止措置の強化等】

<11年度>

	改正内容等	備 考
埼玉県	県内市町村との指名停止情報交換の迅速化	「さいたま指名停止ネットワーク」の運用開始
千葉県	暴力団対策措置要領の改正	
富山県	指名業者名の入札後公表の試行継続	指名業者の登録登録と公表の実績
山梨県	工事費内訳書の提出義務	施工の委託契約書
三重県	指名業者の事後公表	従来は事前公表
京都府	指名業者名の入札前の非公表	
広島県	指名業者一覧の入札後公表	公募型対象工事を対象
千葉市	指名業者名の入札前公表の廃止	
	現場説明会の原則廃止	

<12年度>

	改正内容等	備 考
北海道	指名業者名の入札執行時の公表	入札の実績登録期間中
	競争入札参加資格の厳格化	競争入札の実績登録期間中
	指名停止措置の強化	
山形県	現場説明会の廃止	
	違法行為に対する制裁措置の強化	
	不良不適格業者排除対策実施要領の策定。	配置技術者の専任制、施工体制の確認の強化
東京都	指名停止措置要領の一部改正	贈賄、独占禁止法違反への措置強化
神奈川県	指名停止措置の見直し	競売入札妨害罪
徳島県	指名停止評点の新設	
千葉市	指名停止措置要領の公表	
	指名停止措置要領に伴うマニュアルの整備	

6. 企業連携の促進

企業連携の促進として、経常JV等の活用促進や合併企業の総合点数の嵩上げ等を実施したのは、5機関となっている。

企業連携の促進<11年度>

	改正内容等	備 考
三重県	共同企業体施工工事の対象範囲の拡大	5億円以上→3億円以上に拡大
広島県	経常JV制度の試行拡大	対応の実績登録期間中
高知県	異業種JVの試行	大手の実績登録期間中
札幌市	乙型経常共同企業体の対象工事の拡大	大手の実績登録期間中

企業連携の促進<12年度>

	改正内容等	備 考
香川県	合併企業の入札参加審査総合点数の嵩上げ	5~10%加算

7. その他

この他の入札・契約制度の改革においては、入札参加資格及び入札参加者数の改正、中間前金払制度の導入、入札管理委員会等の設置、発注予定工事情報等の公開等が複数の都道府県・政令指定都市で実施されている。

その他<11年度>

	改正内容等	備考
北海道	入札手続等調査委員会の設置	
青森県	中間前金払制度の導入	
	工事費内訳書の入札時持参の義務化	
山形県	入札監視委員会の設置	
	予定価格の設定権者の変更	知事、副知事が設定権者である工事について、部長の専決事項とする
秋田県	公共工事技術審査委員会の設置	入札時JV等の技術提案審査、低入札価格調査に係る審査等
茨城県	前払金の対諸負代金額割合の引き上げ	
群馬県	発注予定工事情報の公表	一般競争入札、公募型指名競争入札を対象。ホームページへの登載。
	中間前金払制度の導入	
埼玉県	入札公告のホームページ掲載	一般競争入札・公募型指名競争入札を対象
	中間前金払制度の導入	
千葉県	中間前金払制度の導入	
東京都	中間前金払制度の導入	
富山県	設計図書の有償配布の試行継続	
山梨県	入札参加資格の見直し	許可後2年→1年に見直し
	指名選定業者数の見直し	選定下限数の見直し
	一般競争入札の客観点数条件の引き下げ	県外業者・土木1500点→1250点
	工事費内訳書の提出義務	
	中間前金払制度の導入	
三重県	建設工事発注標準の改正	
	中間前金払制度の導入	
	指名業者数の拡大	3億円以上:一般競争、8千万円~3億円未満:公募型指名、8千万円未満:9業者
	工事検査結果の公表	従来は本人通知
	発注予定工事情報の公表	
滋賀県	入札監視委員会の設置	
京都府	金銭的履行保証制度の改正	契約保証金の徵収(5億円以上→500万円以上)、無保証(150万円未満→500万円未満)、工完人の廃止
	土木建築部指名選定基準・発注標準の公表	
	土木工事等検査規定の改正	検査結果の請負者通知(3千万円以上)、業務委託の成績評定実施等
兵庫県	入札参加者選定委員会の設置	
	格付等級、発注対応金額の見直し	
鳥取県	入札執行の傍聴の試行	一般競争・公募型指名競争入札を対象
島根県	中間前金払制度の導入	
広島県	資格認定関係制度の全面見直し	5業種→全28業種に格付けを導入
	中間前金払制度の導入	
高知県	中間前金払制度の導入	
	工事成績の本人通知	
	優良工事(80点以上)の公表	
長崎県	中間前金払制度の導入	
沖縄県	中間前金払制度の導入	
札幌市	不落隨契の取り入れ	
仙台市	中間前払金制度の導入	
名古屋市	工事入札結果の公表	一般競争入札、指名競争入札を対象
大阪市	工事完成保証人制度の完全廃止	
神戸市	中間前金払制度の導入	
	入札公告等のホームページ掲載	一般競争入札、公募型指名競争入札を対象
北九州市	中間前金払制度の導入	

その他<12年度>

	改正内容等	備 考
北海道	指名基準の見直し	受注実績・優良工事施工実績等を考慮した基準に見直し
	入札参加者の指名数の拡大	現行の1.5倍程度に拡大
	指名選考委員会の運営充実強化	持ち回り審議の禁止等
	指名選考過程の公表	
	資格制度の見直し	資格・等級区分に対応する予定価格額の見直し
	入札執行の公開	
宮城県	建設工事条件付き一般競争入札委員会の設置	
埼玉県	建築設計業務委託契約書等の制定	
神奈川県	土木資材単価・労務単価のインターネット公表	
新潟県	入札事務の簡素化・処理期間の短縮化	
山梨県	債権譲渡制度の見直し	建設業協同組合への譲渡・融資制度に改正。元請倒産時の下請保護策
	最低制限価格の設定方法の改正	従来は定率方式を工種毎に設定
静岡県	入札事務の簡素化・処理期間の短縮化	標準処理日数12日の短縮
岐阜県	指名競争入札選定業者数の変更	
大阪府	中間前金払制度の導入	
兵庫県	格付等級の見直し	
	造園工事に格付等級の設定	
岡山県	中間前金払制度の導入	
広島県	工事成績評定の当該請負者への通知	
	工事成績評定審査会の設置	
	工事成績評点に施行体制等の評価基準の追加	
香川県	発注予定工事情報の公表	1億円以上工事を対象。ホームページへの掲載
	中間前金払制度の導入	
	指名競争における指名業者数の拡大	指名業者数を2~3割増
徳島県	技術者評点の改正	
	工事成績加算率の改正	
	保有機械器具等評点の新設	
	ISO9000s、ISO14001の取得評点の加算	
	格付基準の見直し	技術者条件、完成工事高条件を設定
	等級別格付点数の改正	
大分県	相指名業者の一次下請禁止措置の一時停止	
札幌市	発注予定工事の公表範囲の拡大	1億円以上→5千万円以上工事に。
	入札参加者に工事費内訳書の提出。	対象は抽出選定。
千葉市	指名業者選定基準の公表	
大阪市	スライド条項の減額となる場合の運用の取り組み	
神戸市	入札参加業者の等級格付区分等の見直し	

※ 当然ながら、本調査の調査後においても、都道府県・政令指定都市での制度改革等の取組みは行われており、集計時期とのタイムラグから本調査に反映されなかった取組みが行われていることを再度お断りする。一例としては、東京都では今年度に予定価格の事前公表、低入札価格調査制度の本格実施、一般競争入札・公募型指名競争入札等の対象範囲の拡大等が予定されている。

(担当：佐藤)

II. 西欧の非住宅市場 - 「第48回ユーロコンストラクト会議」資料から

2000年1月にケンブリッジで開催された、第48回ユーロコンストラクト会議のレポートより、西欧の非住宅市場について紹介する。

- 注) 1. 西欧諸国:オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスの15カ国
- 2. 非住宅市場=新築非住宅投資+非住宅維持補修。土木は含まない。

1. 西欧の非住宅市場の概要

1999年における西欧諸国の新築非住宅投資（建築）は1,536.2億ユーロ（99年の円換算値は約18兆6,664億円、以下同様）であり、全建設市場の19.6%を占めている。また、1998年と比較して4.2%の成長率となっている。

非住宅の維持補修は、1999年は2.1%増加して983.3億ユーロ（11兆9480億円）となり、建設市場全体の13%を占めている（表1及び図1参照）。

1999年の非住宅市場は2,519.5億ユーロ（30兆6144億円）であった（これは建設市場全体の33%に当たり、1998年の額と比較して3.4%増加した）。

表1 西欧諸国の非住宅市場の推移（1996～2002年）

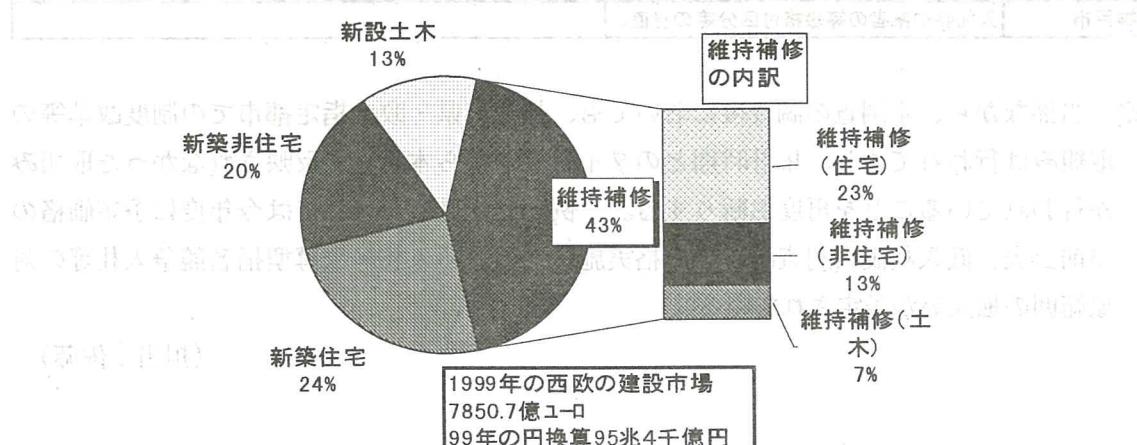
（単位：億ユーロ(1998年価格)、下段対前年伸び率(%)）

	1996	1997	1998	1999 ^{注1)}	2000 ^{注1)}	2001	2002
新築非住宅 投資	1463.3 -0.3	1464.8 0.1	1474.5 0.7	1536.2 4.2	1585.3 3.2	1615.7 1.9	1639.7 1.5
非住宅維持 補修投資	940.2 1.6	939.9 0.0	962.6 2.4	983.3 2.1	1009.1 2.6	1032.4 2.3	1051.8 1.9
非住宅市場	2403.5 0.4	2404.7 0.0	2437.1 1.3	2519.5 3.4	2594.4 3.0	2648.1 2.1	2691.5 1.6

注) 1. 第48回ユーロコンストラクト会議資料(2000.01)による。

2. 1999年～2002年は予測値。

図1 1999年の西欧建設市場の構造



また、西欧諸国の15カ国の大統領は、1998年の後半から1999年初めにかけての東南アジア、ロシア、南米の経済危機の影響により、わずかに成長が鈍化したが、1999年の中盤以降は回復傾向となっており、今後もアジア地域の経済回復、好調なアメリカ経済、ユーロ安により西欧諸国の輸出は拡大が続くことが見込まれている(表2参照)。

この明るい見通しにより、西欧諸国における非住宅市場は1999年に3.4%成長し、2000年、2001年、2002年にはそれぞれ3.0%、2.1%、1.6%ずつ成長すると予測されている(表1参照)。

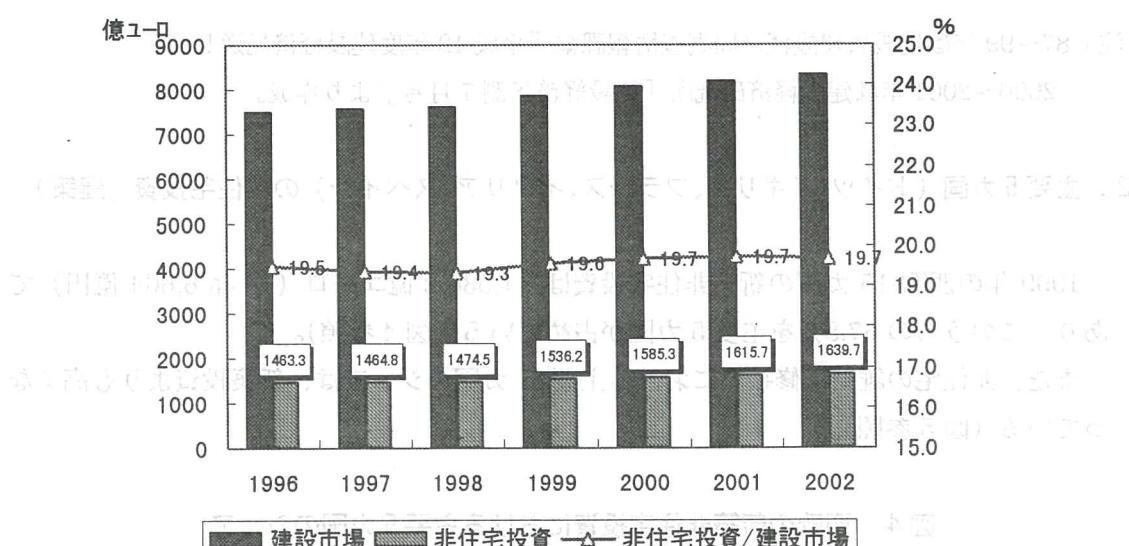
表2 西欧諸国の実質GDPの推移

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
実質GDP(10億ユーロ)	7,384	7,564	7,793	7,952	8,178	8,401	8,614
実質GDP伸び率(%)	1.6	2.4	3.0	2.0	2.8	2.7	2.5

注) ユーロコントラクト会議(2000.01)資料より作成。1999~2002年は予測。1998年価格。

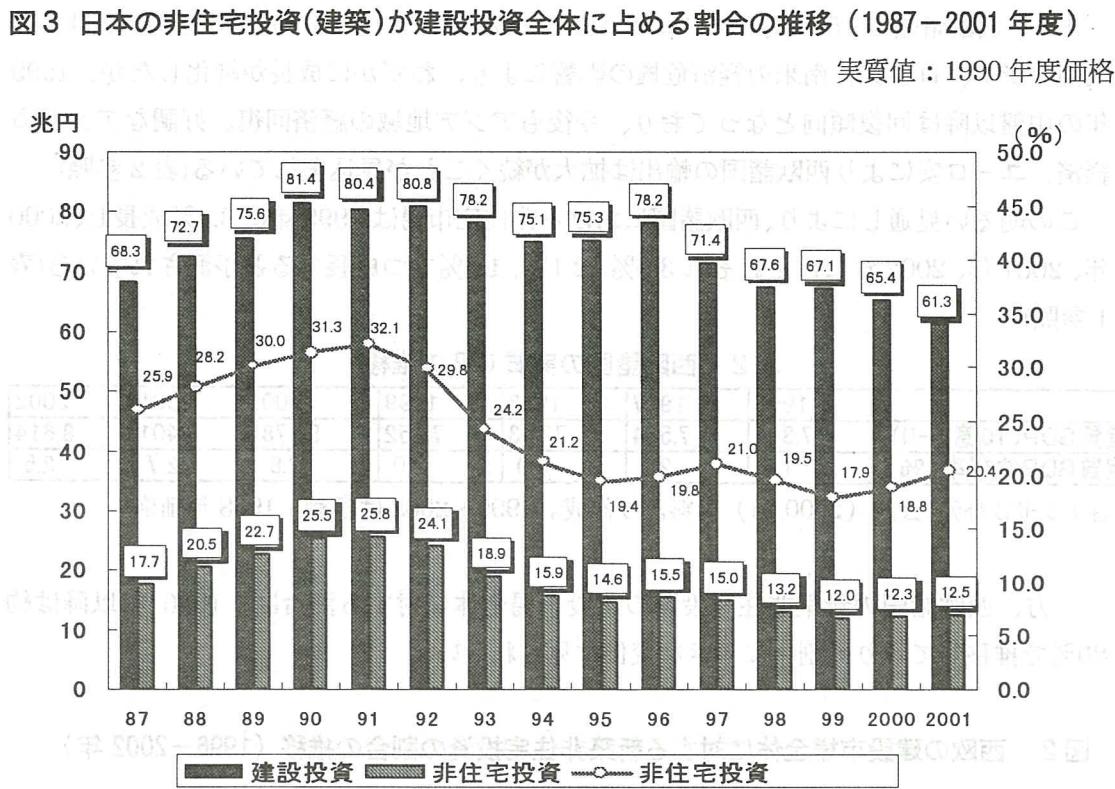
一方、西欧諸国的新築非住宅投資の建設市場全体に対する割合は、1996年以降は約20%で推移しており、割合に大きな変化は見られない。

図2 西欧の建設市場全体に対する新築非住宅投資の割合の推移(1996~2002年)



注) ユーロコントラクト会議(2000.01)資料より作成。1999~2002年は予測。

他方、日本の新築非住宅投資(建築)は、1980年代後半から1990年代前半までは、建設投資全体の約30%を占めていたが、それ以降は大幅に減少し、建設投資全体に占める割合も低下を続けていた。しかし、マクロ経済の回復に伴い、1999年度以降、投資額と建設投資全体に占める割合が微増している(図3参照)。



注) 87～99年は建設省建設経済局調査情報課編「平成12年度建設経済見通し」による。

2000～2001年は建設経済研究所「建設経済予測7月号」より作成。

2. 主要5カ国（ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スペイン）の非住宅投資（建築）

1999年の西欧15カ国の新築非住宅投資は、1,536.2億ユーロ（18兆6,664億円）であり、このうちの67.8%を主要5カ国が占めている（図4参照）。

また、非住宅の維持補修投資における主要5カ国のシェアは、新築投資よりも高くなっている（図5参照）。

図4 西欧の新築非住宅投資における主要5カ国シェア

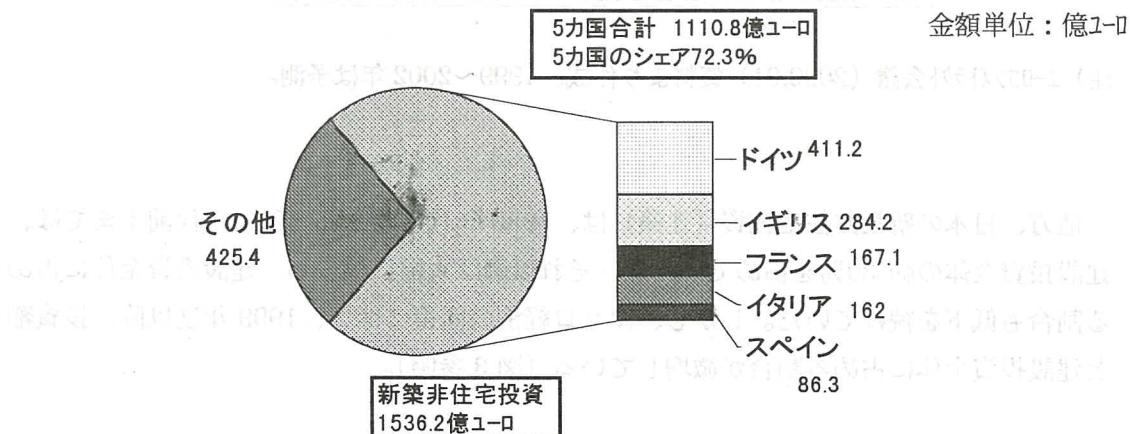
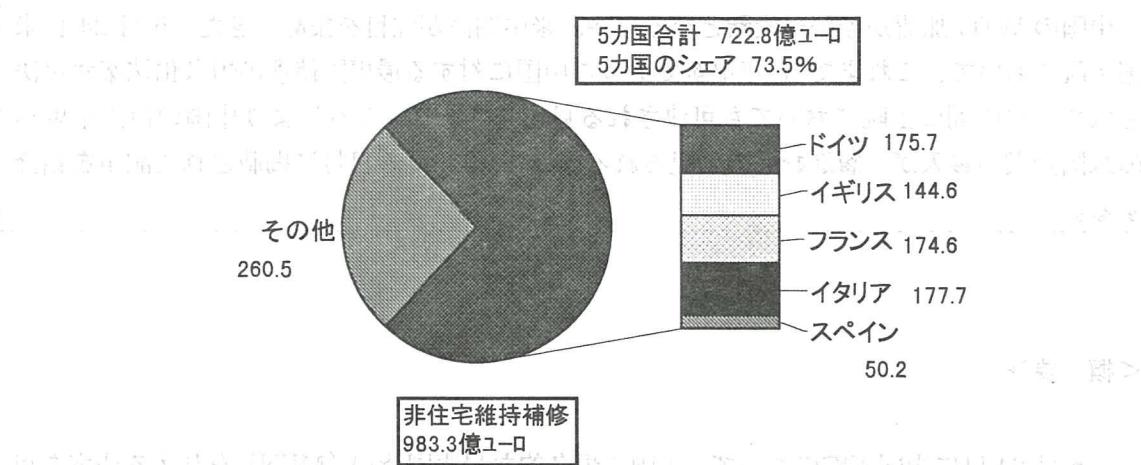


図5 西欧の非住宅維持補修投資における主要5カ国シェア



注) 図4、図5ともヨーロッパ会議(2000.01)資料より作成。

主要5カ国の中でドイツは、新築非住宅投資の分野で最大のシェアを占めているが、1996年からは下降傾向を辿っている。これは低い経済成長だけが原因ではなく、以前の新築ブームによって生じた供給過剰の結果であると考えられている。

これとは逆にイギリスでは、オフィスビルやレジャー計画の高い伸び、政府投資の急速な増加により、新築非住宅投資の堅調を維持している。1999年には7.7%の伸びとなり、西欧諸国全体の新築非住宅投資に占めるイギリスのシェアは、同年18.5%に増加すると予測されている。これは1996年より2ポイント近く高い数字となっている。

また、フランスでも同じく上昇傾向が見られ、工業用ビル建設に対する投資が急速に進み、オフィスビルと産業用ビル部門が回復してきている。1999年の非住宅新築投資の対前年伸び率は10%と予測されている。

一方、イタリアでは、政府投資に後押しされて、1999年の非住宅新築投資は4%の成長が予測されている。

さらに、スペインでも、明るい経済展望を好感して工業用ビルとオフィスビル建設が伸びており、1999年の非住宅新築投資は6.2%の成長が見込まれている。

(担当: 上野)

III. 米国による中国への恒久的最惠国待遇の供与 — ENR誌から —

中国のWTO加盟が秒読み段階となるなか、米中関係が注目を集めてきた。5月24日米国下院において、これまで1年更新であった中国に対する最惠国待遇の恒久化法案が可決された。夏の間に上院においても可決される見通しであり、これにより中国の巨大市場への米国企業の参入が一層進むものと見られる。ENR誌6月5日号に掲載された記事を紹介する。

<概要>

5月24日に米国下院において、中国に恒久的な最惠国待遇(MFN)を与える法案を可決した。これまで米国は中国に対し1年単位でMFNを更新してきたが、これを恒久化することにより米国企業の中国市場への参入が容易になる。中国側も1年単位の更新でありMFNがいつ解除されるか分からなかったため、米国企業、特に工期が複数年にわたる建設分野では契約を見送る傾向があったが、今後は長期プロジェクトも含め米国建設会社の参入が進む可能性が大いに膨らんだ。米国で中国に対する恒久的なMFNが否決されていれば、そのことに関わらず中国のWTO加盟がほぼ確実と見られているため、中国市場参入に関して米国企業はWTO加盟している他国の企業に後れをとることとなり、大きな損害を受けていたと思われる。

<訳文>

米国下院による中国との正常な通商関係の恒久化の是認という動きは米国の建設会社や設計会社、特に中国における取引関係を確立してきた長期プロジェクトに携わる企業にとって、事業の拡大をもたらすだろう。夏の間に上院で可決され、通商協定が締結されれば、中国における政治的な障害が取り除かれることとなり、米国商品に対する一貫性のない税制に終止符が打たれ、関税が引き下げられるだろう。

過去20年間、米国議会は中国に対する最惠国待遇は1年単位のものとして、その恒久化を却下してきた。今回の5月24日の議決は審議の末、下院で賛成237-反対197で可決された。これはクリントン大統領にとって彼が表明した最初の対外政策の重責を果たす重要な勝利となった。

ニューヨークのParsons Brinckhoff Inc.名誉会長Henry L. Michelによると、中国は

今や米国企業と進んで長期契約を結ぶかもしれない。「最恵国待遇は撤回されるかもしれないなかつたので、中国はこれまで米国企業が求める複数年契約という特権を与えたがらなかつた。もはや米国が暗黙のうちに長期プロジェクトから締め出されることはないとだろう。」

中国自動車市場への米国の参入は、生産施設の建設には複数年かかることから、長らく阻害されてきた。Michel はその市場が最も大きなものの一つであると考えている。

ゼネラルモータースは中国という新しい自動車市場においてより大きく成長したいと考えている。1999 年には Shanghai Automotive Industry Corp とのジョイントベンチャーで上海に高級車用の工場をオープンした。GM によると中国の自動車市場では今後 2010 年までに 460 万台の需要が見込まれる。

中国の電力、交通、通信に関するインフラ整備は増大する産業・商業投資によって押し上げられるかもしれない。このことは商品輸出の拡大を期待する米国建設設備メーカーの関心を捉えてきたところである。

米国政府は中国が一定の設計業務を電力省や運輸省のような政府機関によって実施するというルールを和らげることを要望している。このルールは近年より進歩した沿岸地域の都市において徐々に薄れてきたが、より保守的な内陸の地域社会においては未だに一般的であると Michel は言う。

米国政府によると香港や中国本土に事務所を置き中国で既にビジネスを展開している米国企業が短期的には最も利益を受けそうである。

「中国に定着することは中国でのビジネスにおいて重要である」とチューリヒの ABB Ltd. の米国子会社でコネチカット州ノーウォークにある ABB Inc. の社長兼 CEO の Howard Pierce は言っている。同社は中国で 26 の JV を持っており、それらの多くは米国のオペレーションによって直接サポートされている。

Pierce は「中国はいずれにせよ WTO に加盟できることとなっていたので、PNTR（正常な通商関係の恒久化）は重要な意味を持つ」と言っている。もし米国議会がこの通商協定を否決していれば、他国の企業に中国での利益を刈り取られ、米国企業にとって大損害であった。既に EU は加盟各国のために通商協定の協議を行っている。

中国は米国建設会社をコンストラクションマネージャーあるいはプロジェクトマネージャーとして以外は急いで採用することはないだろう。逆に設計会社には仕事がくるであろう。これまで、米国のエンジニアリング会社が中国でのビジネスに勝っていくためには、メーカーと手を組まなければならなかつたと Pierce は言う。しかし、今や米国エンジニアリング会社にとって米本国社が操作できる現地子会社を展開することが可能となつた。

ミネアポリスにある建築会社 Ellerbe Becket は 1970 年代に中国で事業を始め、北京の Sheraton Wall Hotel を設計した。同社は中国でのビジネスを韓国ソウルから管理しており、また好機を追い求めている。しかし、中国現地で仕事をすることは不経済であ

り、また建設費のある比率ではじき出される設計費は、建設費が安いためおのずと低下してしまうと Ellerbe Becket 韓国支社長の Kyun Kim は言う。

設計業務における人件費は中国経済の実態とマッチしていない、と Kim は言う。にもかかわらず同社は中国に事務所を開設することを検討している。

IV. 建設関連産業の動向 一広告一

広告は、新聞・雑誌・テレビ・ラジオの4媒体や、屋外広告・交通広告、折込み・ダイレクトメール等により、特定・不特定多数の人々を対象に、広告主である企業の営業活動をPRし、販売促進を図る手段である。その売上高は広告主の業績や景気動向を反映して増減する傾向がみられる。建設業・住宅メーカー・不動産においては、マンション・住宅建設など、民間建築を中心とした業績や景気動向を間接的に表す指標であるといえよう。

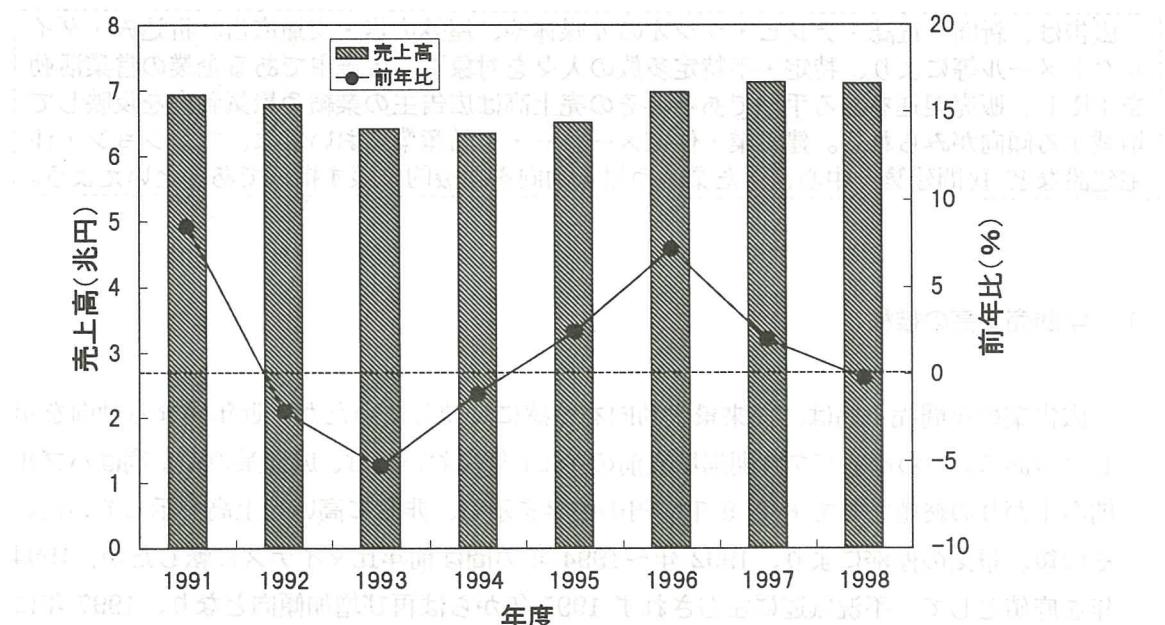
1. 年間売上高の推移

広告業の年間売上高は、従来景気動向を敏感に反映していたが、近年異なる動向を示しつつある。いわゆるバブル期崩壊直前の1991年においては、広告業の売上高はバブル期右上がりの終値として6兆9千億円の数字を示し、非常に高い売上高を示していた。その後、景気の停滞により、1992年～1994年の間は前年比マイナスに転じたが、1994年を底値として、不況気運に左右されず1995年からは再び増加傾向となり、1997年には過去最高の売上高である7兆1千億円を記録した。1998年度の年間売上高においても同等の値を示しており、広告業の堅調さがうかがえる。

対GDP比の推移においても、1998年の名目GDPの低下による影響は感じられず、広告業の自律的回復に向けた動きが見られる。とはいっても、各業種の景気動向を知る上で間接的な指標としての役割も十分果たすと考えられる。

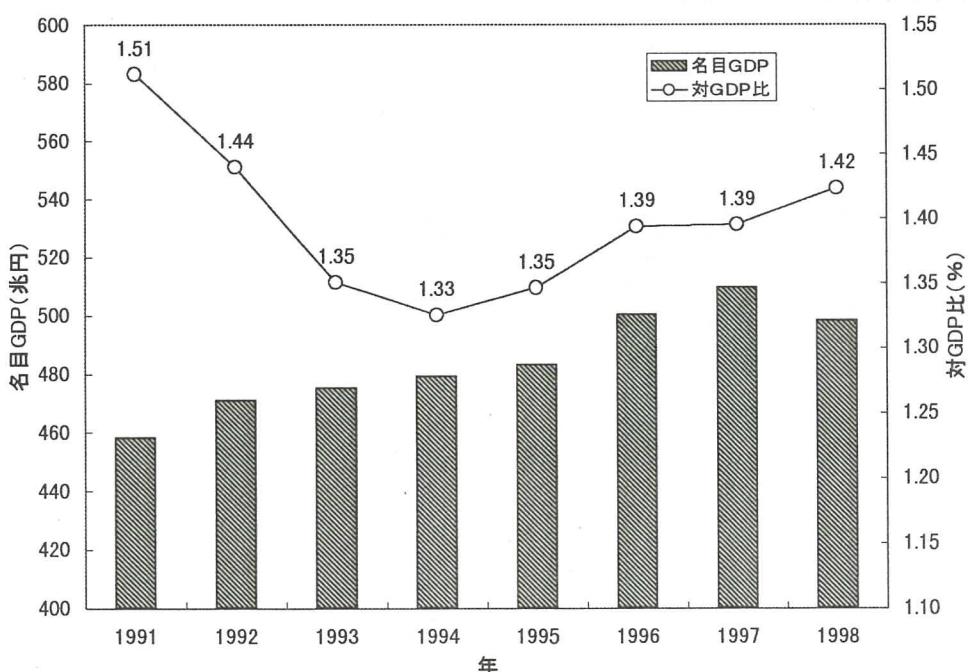


図1 年間売上高の推移



注) 通産省「特定サービス産業実態調査報告書・広告業編」より作成。

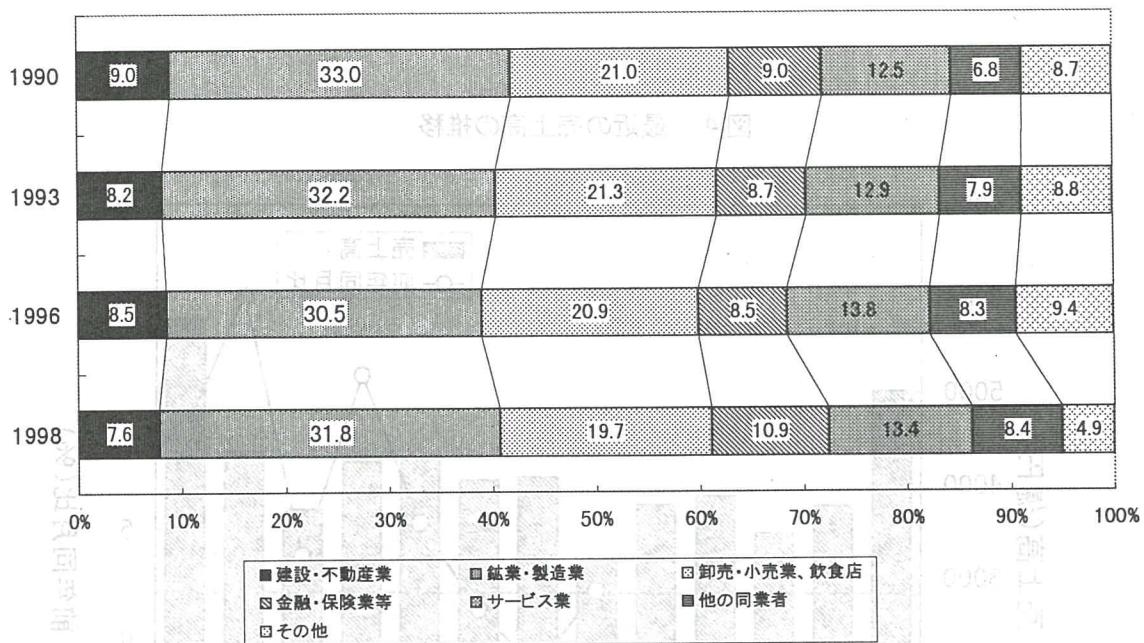
図2 広告業売上高の対GDP比の推移



注) 通産省「特定サービス産業実態調査報告書・広告業編」より作成。

契約先産業別にみると、建設業および不動産業は、概ね全売上高の8~9%を占めていたが、1998年には7.6%（1998年度の売上高は約5391億円）となっており、これは広告業の傾向というより、建設業および不動産業の低調さを間接的に示しているともいえそうである。逆に、占める割合が高くなっているのは、金融・保険業等（運輸、通信、電気、ガス、水道業も含む）である。

図3 契約先産業別年間売上高構成比の推移

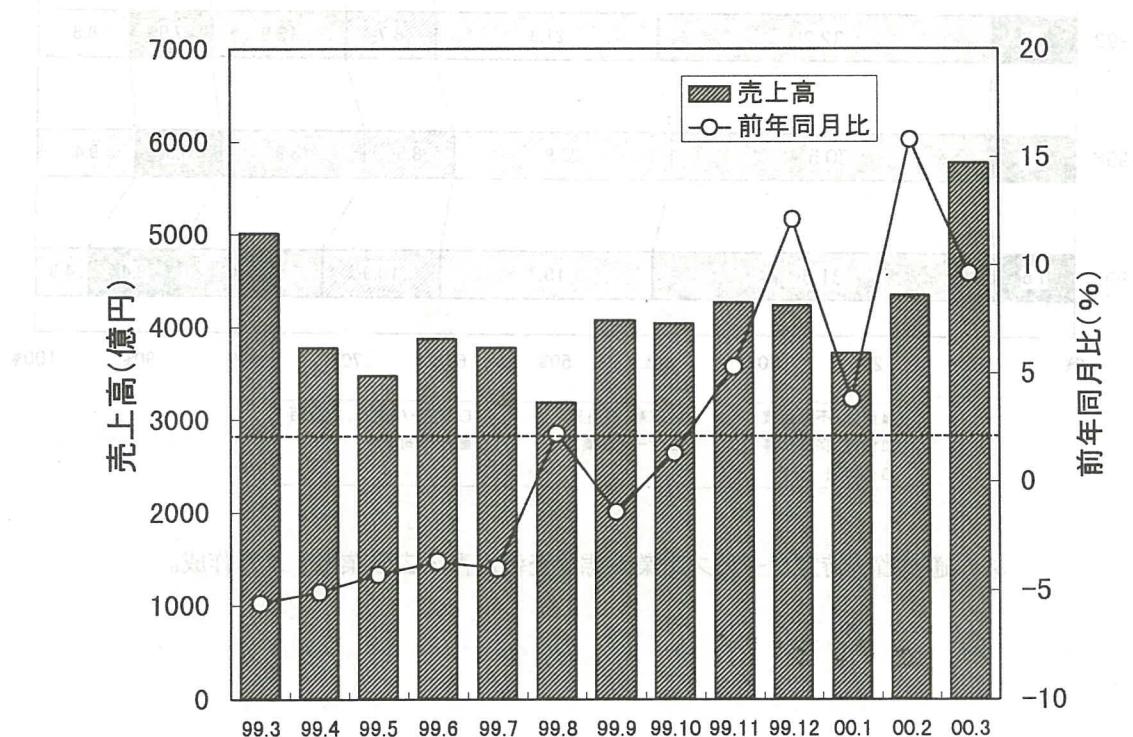


注) 通産省「特定サービス産業実態調査報告書・広告業編」より作成。

2. 最近の月間売上高の推移

最近の広告業の売上高（全国総売上高の7割をカバーする上位業者ベース）は、対前年同月比ベースにおいては1999年10月より増加となっている。2000年3月の売上高は、5772億円で、前年同月比9.6%の増加となった。各媒体において、「情報・通信」における売上高の増加の寄与があげられており、IT関連の好調さがうかがえる。4媒体広告以外の、「折込み、ダイレクトメール」では、不動産などの増加があげられており、日本銀行「企業短期動向観測調査」（6月調査）における不動産産業（大手企業）の業況判断DIのプラス17%ポイントに連動する形になっている。

図4 最近の売上高の推移



注) 通産省「特定サービス産業実態統計月報」より作成。

3. 今後の見通し

広告業全体の見通しについては、経企庁の6月の「産業動向」では「堅調に推移」としており、業者自身による業況判断をしめす予測DI（「上昇」－「低下」）も、マイナス基調が続いていたが、今年4-6月期においては、ほとんどの業種について「増加」と回答した企業が増加しており、売上高全体では27.9%ポイントの増加を予測している。

「不動産・住宅設備」（1998年1月～3月までは、「建設・不動産」）の受注に関しては、予測DIが1997年1～3月期以降、連続でマイナスとなっている。この間、新設住宅着工戸数は1999年度には前年度比で4.0%の増、特に分譲マンションに関しては、1999年7月から前年同月比は高水準で増加を示している。これを反映してか、動きは遅いながら、予測DIも若干ではあるが回復傾向を示している。しかし、広告業界では、この分野の今後の受注に関しては、現状ではあまり明確な見通しを示しにくい状況であろうと推測される。

表1 売上見通し(企業の業況判断)の推移

相手先	見通し	企業数構成比(%)、D Iは%ポイント(前期末調査)				
		1999年 4-6	1999年 7-9	1999年 10-12	2000年 1-3	2000年 4-6
全体	上昇(A)	7.8	5.1	15.0	17.5	37.7
	横ばい	57.8	69.5	61.7	62.5	52.5
	低下(B)	34.4	25.4	23.3	20.2	9.8
	D I(A-B)	▲26.6	▲20.3	▲8.3	▲2.5	27.9
不動産・住宅設備	上昇(A)	7.4	5.2	5.0	10.0	16.4
	横ばい	61.1	65.5	58.3	60.0	61.8
	低下(B)	31.5	29.3	36.7	30.0	21.8
	D I(A-B)	▲24.1	▲24.1	▲31.7	▲20.0	▲5.4
食品・飲料	上昇(A)	18.2	24.1	17.5	8.3	30.8
	横ばい	65.5	66.7	71.9	80.6	65.4
	低下(B)	16.4	9.3	10.5	11.1	3.8
	D I(A-B)	1.8	14.8	7.0	▲2.8	27.0
家電・AV機器	上昇(A)	9.8	13.5	18.2	22.2	21.6
	横ばい	62.7	65.4	54.5	52.8	68.6
	低下(B)	27.5	21.2	27.3	25.0	9.8
	D I(A-B)	▲17.7	▲7.7	▲9.1	▲2.8	11.8
自動車・関連品	上昇(A)	5.9	5.7	1.8	19.4	18.5
	横ばい	56.9	58.5	66.1	52.8	68.5
	低下(B)	37.3	35.8	32.1	27.8	13.0
	D I(A-B)	▲31.4	▲30.1	▲30.3	▲8.4	5.5
情報・精密・事務用機器	上昇(A)	36.7	26.0	30.2	32.4	42.6
	横ばい	44.9	64.0	58.5	58.8	51.1
	低下(B)	18.4	10.0	11.3	8.8	6.4
	D I(A-B)	18.3	16.0	18.9	23.6	36.2
運輸・通信	上昇(A)	22.9	22.0	17.0	23.5	49.0
	横ばい	60.4	60.0	67.9	73.5	40.8
	低下(B)	16.7	18.0	15.1	2.9	10.2
	D I(A-B)	6.2	4.0	1.9	20.6	38.8
卸売・小売	上昇(A)	9.1	12.3	12.1	10.8	12.5
	横ばい	56.4	54.4	51.7	67.6	67.9
	低下(B)	34.5	33.3	36.2	21.6	19.6
	D I(A-B)	▲25.4	▲21.0	▲24.1	▲10.8	▲7.1
金融・保険	上昇(A)	13.2	12.7	19.3	22.2	28.8
	横ばい	49.1	54.5	47.4	55.6	53.8
	低下(B)	37.7	32.7	33.3	22.2	17.3
	D I(A-B)	▲24.5	▲20.0	▲14.0	0.0	11.5
個人サービス・レジヤー	上昇(A)	5.7	9.3	13.6	10.0	26.5
	横ばい	69.8	57.4	52.5	70.0	55.1
	低下(B)	24.5	33.3	33.9	20.0	18.4
	D I(A-B)	▲18.8	▲24.0	▲20.3	▲10.0	8.1

注) 通産省「特定サービス産業実態統計月報」より作成。

(担当: 平井)

Our Web Site

建設経済研究所ホームページ

URL <http://www.rice.or.jp>

E-mail webmaster@rice.or.jp

財団法人建設経済研究所では、Web Site を開設し、最新の発表内容について掲載しています。ぜひともご活用ください。

<日本語ページ入口>

